

要 保 存

平成18年4月26日

保護者の皆様

横浜市立中和田中学校
校長 天野 伸

風水害等の「警報」発令時における児童生徒の安全確保について

標記の件につきまして、横浜市教育委員会より出されております次のような通知のとおり、学校では生徒の安全確保を図りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部）に「暴風警報」、「大雪警報」が午前7時の段階で発令継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日は、「臨時に休業」の措置を講ずる。ただし、盲・ろう・養護学校の場合は午前6時、定時制高等学校は午後2時とする。
したがって、当日の給食は全市一斉に中止となる。
2. 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。この場合には、全市一斉の給食中止は行わない。
3. 登校後、「暴風警報」・「大雪警報」が発令された場合、速やかに「授業時間繰り上げ」措置を講ずる。ただし、「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

留意点

- ・「1」については、「警報」でも「暴風」と「大雪」に限るということ、時間的なこと、発令されている地域についてご留意ください。「1」の条件をすべて満たした時には、全日「臨時休業」となります。判断はマスコミ等の情報により保護者が行います。
- ・「2」については、「警報」でも「暴風」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、各学校や地域の状況に応じて校長が判断することになります。登校後は校長の判断と指示によります。登校前に学級連絡網等で連絡する場合がありますかもしれません。学校からの指示がない場合は、平常どおり登校することになります。
- ・「3」の「授業時間繰り上げ」とは授業を途中で打ち切り下校の措置を講ずるということです。「大雨警報」や「洪水警報」については、天候の様子と中和田中学校の地域の特性を踏まえて校長が指示を出すということです。
- ・7時の時点で発令されていなかった「暴風警報」、「大雪警報」が登校のために自宅を出るまでの間に発令され、その情報を確認できた場合は、自宅待機とし、登校途中で「暴風警報」、「大雪警報」が発令され、その情報が確認できないまま登校した場合は、登校後、学校で指示を出します。
- ・この通知については、各ご家庭で保管と活用をお願いいたします。

中和田中学校 電話 802-1301